

SANWA SC規約

○第一章 総則

(名称)

第一条 当クラブは、SANWA SC(以下、本クラブという)と称する。

(所在)

第二条 本クラブの事務局は代表の指定する場所とする。

(構成)

第三条 本クラブ会員(以下、会員という)及びSANWA SC指導者(以下、指導者という)で構成する。

(目的)

第四条 本クラブは、地域と密着したクラブ活動を通じて、会員の心身の成長とスポーツ技術向上を図り、地域人財の育成に貢献することを目的とする。

(活動場所)

第五条 埼玉県北部地域の施設を利用し活動する。

(活動日)

第六条 土曜日を活動日とし、月4回活動を行う。

※本クラブの事情や判断により、活動できない日が生じた場合、その分を翌月の月謝から減額を行うこととする。

※個人の都合による欠席の補填は行わないものとする。但し、一類感染症～五類感染症及び、新型インフルエンザ等感染症は除く。

○第二章 会員

(会員)

第七条 本クラブの会員は小学生から高校生までの児童及び学生とする。

(入会)

第八条 本クラブに入会する者は保護者の同意を得て指定の申込書を提出する。

(資格取得)

第九条 会員の資格の取得は申込書を提出し、代表の承認を受けたものとする。

(入会資格)

第十条 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

- ・本規約に同意いただくこと。
- ・暴力団関係者でないこと。
- ・刺青をされていないこと。

※ファッションタワーは役員会にて協議の上、判断をする。

- ・過去に本規則の違反行為をされていないこと。

※但し、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、入会資格を認めることがあります。

(退会)

第十一条 次の事項があったとき、退会を認める。

- 1 代表に退会の申し出があり、受領したとき。
- 2 会員として相応しくない行為があったと認められ、役員会で承認したとき。

※退会の申し出があった月の月末まで会員とする。

(経費)

第十二条 本クラブの経費は会費及び寄付金によりまかなう(合宿経費、スポーツ保険等費用は別途徴収とする)。

(会費)

第十三条 運営、各種活動のため、会費を徴収する。

入会金は6,000円とし、月会費4,000円とする。

※備品の購入(ボール等)に関しては、別途徴収とする。

※部活動引退後については、回数制(1,000円/回)とする。

○第三章 役員

(役員及び任務)

第十四条 本クラブは次の役員をもって構成する。

- ・代表(1名)本クラブを代表し、会務を総括する。
- ・総括責任者(1名)代表を補佐し、代表に事故あるときはその責務を代行する。
- ・会計(1名)本クラブの会計を処理する。

(役員の任期)

第十五条 本人の辞任の申し出により、役員会で承認したとき。

(役員解任)

第十六条 役員として相応しくない行為があったと認められ、役員会で承認したとき。

(役員会)

第十七条 役員会は代表、総括責任者、会計により構成する。役員^の2分の1以上の出席により成立とする(委任を含む)。次の業務を執行する。

1 事業の計画の立案および予算の執行。

2 その他、必要な業務の執行

(役員会の開催)

第十八条 役員会は必要に応じてまたは、役員^の3分の1以上の要請があったとき、代表がこれを召集し開催する。

○第四章 運営

(運営)

第十九条 代表、総括責任者及びコーチは、本クラブの指導方針、各種調整にあたる。

(委嘱)

第二十条 スポーツ技術向上のため本クラブの責任において指導者を委嘱することができる。

(個人情報保護)

第二十一条 本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

(その他)

第二十二条 本クラブ会員はスポーツ保険に加入することとする。

第二十三条 練習試合、公式試合等で生じた事故について可能な応急処置は行いが、保障はスポーツ保険までとし、その他は各自で責任を負うものとする。

第二十四条 本クラブ活動中に生じた対人、対物への損傷は各自で責任を負うものとする

第二十五条 本クラブでの活動外での損傷、損害は各自で責任を負うものとする

○第五章 会計

(会計年度)

第二十六条 会計年度は毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(予算と決算)

第二十七条 事業計画に基づき、役員会において予算を作成し、年度終了後に決算する。監査を経て会員に周知する。

第二十八条 既納の会費は、会員が退会した月まで徴収し、残金は返還する。

○第六章 付則

(規約の変更)

第二十九条 本規約は役員会^の3分の2以上の同意が得られなければ変更することができない。

(付則)

第三十条 本規約は2022年1月1日から施行する。